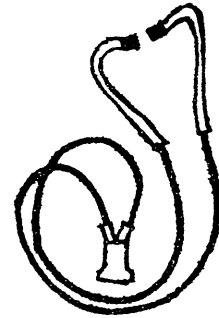


病院財政法案審議さる



(西ドイツ)

患者を1人部屋とか2人部屋に収容することは患者と個々の医師間の治療契約と基本的には結びつけてはならない。

このような原則が、病院財政法 (Krankenhaus-Finanzierungsgesetz) の最終草案にふくまれており、この法律は2月初め本会議で可決のはずである。

野党は、病院の主任医のプライベートな会計権による患者の収容を認めるよう主張したが、与党はこれを拒否し、これに代えて議会は財政法と関連して公布される新入院料規定を決定するよう、政府に勧告することとした。

与党が専門委員会で主張したところでは、新財政法は病院の財政状態を根本的に改善す

ることになる。この法律はまた、個々の病院利用者が病院の治療について包括的に注文し、自分の希望に応じた入院ができるような条件、をつくっている。

委員会の審議に当っては、国民を医学的、経済的に合理的な保護を与える根拠を病院が与える必要を確保し、このため政府は、経済的に独立し学問的にすぐれた病院がどのようにすればできるかを検討しなければならない。

病院は、1月1日の草案によると、その資本を連邦から援助される。国の補助をうけ、また入院患者の納める入院料から解放されれば、病院の自立を大いに促進することであろう。

Die Welt, 29 Januar, 1972.

(安積鋭二 国立国会図書館)

新会期迎えた

公的福祉制度改革の展望

(アメリカ)



昨年の政府提出法案である公的福祉制度改革法案(HR I)は、6月に下院審議を通過し、

その後上院財政委員会に付託されたが、まともや審議未了のまま会期切れをむかえてしま

ったのであった。

1969年8月にニクソン大統領が公的福祉制度の全面改正を提案して以来、しかもあらゆる関係筋から早期改正の実現を要望されているにもかかわらず、実に満3年にもなろうとする現在、いまだに改正は実現していない。この間、Russell B. Long 上院財政委員長は、昨年、一昨年と2度も下院通過法案を廃案にしている。この慎重な上院の態度はそのまま、この法案のもつ意義の重大さを物語るものであろう。

さて新会期をむかえて、連邦議会における長い改正への努力は、そのクライマックスに達しつつある。すべての兆候は、まもなく連邦議会が、公的福祉給付のより寛大な額の引上げという改正を行なうか、または貧困者に対する政府の所得保証という方向へ態度を強めるかに関する基本的な決定を行なうだろうことを示している。

絶望的な現状

現在、公的福祉制度改革の最大の圧力となっているものに次の二つの事実があげられ

る。

1. 州および地方政府は、容赦なく上昇する公的福祉費の重圧による財政機能麻痺を防ぐため絶望的闘いを続行している。
2. もっとも最近の報告書は、公的福祉制度の受給者数が1,400万人以上であることを示している。これは10年前と比較して倍増となっており、公的扶助の支出分についても10年間で4倍となっている。

若干の地域では、これらの統計が示しているよりも悪い状態であり、メリーランド州では、1960年以降公的福祉費は7倍にもなっている。ペンシルバニア州では、公的扶助の給付費は、1960年以降600%に上昇した。ニューヨーク市では、公的福祉の受給人数が昨年10月には1年前よりも88,000人も増加しており、専門家達は、1973年6月までには全部で130万人（市民6人につき1人の割合）に達するであろうと予想している。ロサンゼルス市の受給者数の100万人は、サン・フランシスコ市の全人口よりも多い。

多くの地域で、公的福祉費の上昇は税収の上昇を上廻っている。

納税者の高税に対する反感を考慮して、若干の州および地方政府は、公的福祉の給付額を勝手に削減したり、あるいは受給者名簿を整理したりすることによって、財政危機を切り切ろうとしている。最近の数か月で、少なくとも10州は公的福祉費の大幅削減を実施し、他の9州は受給資格要件のしめつけを行なった。カンサス州は、公的福祉の給付額の20%を削減し、アラバマ州では、受給者名簿から33,000人を整理した。昨年の春までにカリフォルニア州では、公的福祉の受給者は月約4万人の割合で増加した。しかし州当局は、受給資格要件のしめつけ、受給申請についての綿密な調査、および家族を遺棄した父親の捜査などの処置を強化してきた。その結果、昨年12月までの9か月間でカリフォルニア州は、約17万6,000人を受給者名簿から除き、連邦、州および地方財政から約1億2,000万ドルを救済した。

しかしながら裁判所の諸判決は、上昇する公的扶助費を減少させるための努力を坐折せしめている（本誌16号参照のこと）。

1969年に連邦最高裁は、公的扶助の受給資

格要件として一定の居留期間を要求することを諸州に禁じた。このためニューヨーク州およびコネチカット州は、その後、緊急費を適用することで問題を回避できる新しい州法を制定した。しかし再び連邦最高裁は、一定の居留期間を受給資格要件から削除することを1月24日に満場一致で判決した。この判決の影響などで今後の公的福祉費の上昇はどれ程になるか見当もつかない有様である。

州によっては、連邦規則が奨励している唯一つの受給資格要件である就労要件を適用することで費用を節減しているところもある。ミシガン州 Midland 郡は、昨年、時間給1.65ドルで週2～3日就労することによって健康な男子は公的福祉の給付をうけることができるが、そうでなければ給付を失うという試みを2か月間行なった。その結果、約6,000ドルを節減でき、受給者名簿を80%整理できたために必要な多くの公的プロジェクトの遂行が可能となったのであった。

1972年1月25日の上院財政委員会におけるイリノイ州の Richard B. Ogilvie 知事の証言の抜粋から同州の苦しい努力をうかがい知る

ことができる。

「昨年10月、公的福祉の現行予算10億5,300万ドルを決定したことで、イリノイ州の現行プログラムの財政に1億8,000万ドルの不足をもたらすことになるだろう。

州における最初の所得税を1969年に立法化した。そして課税第1年度で約10億ドルを取立て、州一般歳入を約50%増加せしめた。そのほか州税における引上げも、逆進課税の売り上げ税を除いて、同年立法化した。しかし満3年後の現在、再び財政危機となっている。理由は全く簡単であり、次の事実の引用で証明されよう。1972会計年度の州歳入の増加分の84%が公的福祉予算にあてられているが、それでもなお現在不足である。1971年に約20万3,000人が新規に公的福祉の受給者名簿に加えられた。また給付月額が全部で6,800万ドルから9,100万ドルに上昇した。」

連邦議会における動き

連邦会議における公的福祉制度改革への努力は、昨年については法案HR I を支持し推進することであった。これは1970年に下院を通過したが上院で審議未了となった政府案を

若干修正したものであった。現在法案は、3月に本会議提案が予想されている上院財政委員会の審議に付されている。

法案の主な改正要点は次の通りである。

1. 公的福祉制度を就労奨励プログラムに改革し、それを完全に連邦政府の所管事項とし、中央集権化すること。したがって州によるそれぞれの扶助基準は廃止される。
2. 働らく貧困者に所得を補充すること。もはや就労によって公的扶助の受給資格が妨害されることはない。
3. 公的福祉の受給者は、就労または職業訓練参加の登録を要求される。支給される給付額は所得の増大にともない低減される。
4. 就労の如何をとわずすべての者が、貧困基準より上に所得を維持するための保証所得をうける対象になりうる。その額は例えば4人家族で年2,400ドルである。

法案に関する反対の主な論拠は、これを実施することで翌会計年度には公的福祉費が40%上昇し、受給者数は倍増するだろうということである。他の反対意見は、政府案では十

分な所得を保証しえないこと、および就労要請があまりにも厳しいというものである。

Abraham Ribicoff 上院議員（コネチカット州選出・民主党）は、ニクソン案よりも高額な保証所得計画を支持していたが、保証所得プログラムを国内全域に適用するに先立って試験的に実施することを主張している。

ロング上院財政委員長は、下院通過案に冷淡な態度を示している。彼はとくに、家族を遺棄して失踪した父親および私生児の問題に関する法案の欠陥に批判的であった。彼は、要扶養児童のいる家庭への扶助（AFDC）をうけている世帯の44%が私生児を対象としたものであるという政府調査を指摘し「思うに、家族の遺棄および私生児の問題の解決には、まず公的福祉制度の抜本改革が必要であり、今日みられるこの馬鹿気た状態を1日も早く停止させねばならない」と語った。これに対して受給者側のスポークスマンは、さる2月2日の上院財政委員会の公聴会において「われわれには、委員会がAFDCの対象児童はすべて私生児だといっているように聞こえる」と非難した。

カリフォルニア州のリーガン知事は、2月1日の上院財政委員会で、法案HR Iの通過は「行財政的破壊」をもたらすものであるとして反対した。さらに「個人の創造性の上に基礎をおかない政府の保証所得構想は、アメリカ国民の自己と自尊心の喪失を条件とした福祉構想である」と付言した。

超党派の市民院外団である Common Cause の Jack T. Conway 委員長は、法案はあまりにも就労要請がきびしく、所得水準の基準があまりにも低く設定されていると証言した。

婦人有権者同盟の Lucy W. Benson 委員長は、就労要請を設けることで公的福祉制度の諸問題を一挙に解決するだろうという誤解があまりにも大きいと語った。この裏付けとして彼女は、公的扶助受給者のわずか1%のみが、実際に就労可能なもので就労していないものであるという政府調査を引用している。

全米受給者権利団体のスポークスマンは、法案を「後退の悲しい一歩」とか「まやかし」の法案とか呼んでいる。

公的扶助を拡充するか、それとも厳しく制限するかについての上院本会議での最終決定

は、財政委員会の到達する結論によって左右されよう。

実務家達は、連邦議会が早急に改正法案を承認することを要求しているが、内容としては、財政の現状にかんがみ、政府原案の大部分を削除あるいは規模を縮小することを望んでいる。

ある有力上院議員は「いまだ道程は遠いけれども、今年こそわれわれはある種の改正にこぎつけられよう」と述べている。

The Christian Science Monitor, U. S. News & World Report.

（藤田貴恵子 国立国会図書館）